

平成29年12月5日

糸島市議会

議長 谷口 一成 様

議会活動に関する調査特別委員会

委員長 中村 進

調査結果の報告について

平成26年第2回定例会において本委員会に付託された議会活動に関する調査について、調査結果を報告いたします。

目 次

1. 調査事件	1
2. 経過等	1
(1) これまでの経過	1
(2) 委員会開催状況	1
3. 調査報告	6
(1) 委員会の原則公開について	7
(2) 政策提言の制度化について	7
(3) 広報の別冊化について	9
(4) 議員全員協議会の位置付けについて	9
(5) 広聴を所管する委員会の位置付けについて	10
(6) 議会活動に関する調査特別委員会の設置について	10
(7) 議会基本条例見直しなどについて	10

参 考

【資料1】 議会基本条例案	12
【資料2】 中間報告での提案と実施状況	15
【資料3】 議会活動に関する調査特別委員会の概要	16
【資料4】 委員名簿	16

1. 調査事件

二元代表制の一翼を担う議会の活性化を図るため、議会のあり方や運営方法について調査・研究を行う。

2. 経過等

(1) これまでの経過

本委員会は平成 26 年 3 月定例会において設置され、毎月 1 回、計 45 回委員会を開催し、糸島市議会のあり方や議会の運営方法等について議論を行ってきた。また、平成 27 年 6 月には第 1 回の中間報告、平成 27 年 9 月には第 2 回中間報告、平成 28 年 9 月には第 3 回中間報告を行っている。

なお、委員会開催状況については、以下のとおりである。

(2) 委員会開催状況

回	年月日	調査事項
1	H26 3/27	正副委員長の互選
2	4/9	委員会の調査方法について
3	5/21	取り組むべき課題の整理、調査順序について
4	6/18	市民の代表としての議会のあり方について 議員定数及び会派制について
5	7/29	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの実施について 議員定数及び会派制について
6	8/20	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの内容について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について（調査項目の選定）
7	9/25	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①質疑の方法について、②一般質問の方法について ③討論の方法について、④議員間討議について
8	10/17	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの集計作業等について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①反問権の付与について、②請願の審議・審査について ③予算、決算審査方法について
-	10/30	市民アンケート発送準備作業（アンケート用紙封詰）
-	11/10	市民アンケート発送
9	11/12	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①当初予算の審議方法について ②補正予算の審議方法について ③決算の審議方法について

-		11/13	他市議会視察（意見交換） ・朝倉市議会 ①会派制 ②予算決算審議 ③議会報告会 について ・春日市議会 ①会派制 ②議会報告会 について
10		12/16	他市議会視察の結果について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①これまでの協議事項の整理 議員定数及び会派制について ・今後の調査について
-		12/17 ～ 1/14	アンケート集計作業
11	H27	1/21	アンケート集計結果（速報）について 議員定数及び会派制について ・会派制の導入について ・議員定数について
12		2/18	議員定数について ・定数の増減について
13		3/23	調査経過に対する委員外の議員の意見について 議員定数について ・定数（具体的な数）について 市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について
14		4/22	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について （糸島市議会における広聴の目的について）
15		5/14	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（糸島市議会に合った広聴について）
		6/16	第1回中間報告
16		6/19	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について （第2回中間報告の実施について） （市民との意見交換会について）
17		7/23	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（市民との意見交換会について）
18		8/18	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（市民との意見交換会について）
		9/28	第2回中間報告

19		9/28	意見交換会の実施について ・開催日時、実施会場、担当議員案の検討 ・開催内容の検討 ・実行委員会内の役割分担
		10/20 ～ 10/22	視察調査 ・視察先 岐阜県高山市、可児市、長野県松本市 ・視察内容 議会活性化の取組みについて (議会報告会、議会からの政策提言等)
20		10/26	意見交換会の実施について ・プレゼンテーション内容等の検討等 視察調査結果について ・調査結果についての検討
21		11/19	意見交換会の実施について ・広報、来場者アンケート、備品、プレゼンテーション内容等の検討等
22		12/1	意見交換会の実施について ・集客の取組、プレゼンテーション口述、参加議員のリハーサルについての検討等 視察調査結果について ・報告書の検討
23	H28	1/8	意見交換会の実施について ・司会進行要領、ポスター掲示についての検討等
24		1/14	意見交換会の実施について ・ポスター掲示依頼活動等
25		2/9	意見交換会の実施について ・意見交換会の実施結果の検討
26		3/3	意見交換会の実施について ・各会場の報告書の取りまとめ ・アンケート結果の検討
27		4/12	意見交換会の実施について ・市民意見の取り扱いの検討 ・今後の実施についての検討 議会基本条例について ・調査方法の検討

28	5/6	意見交換会の実施について ・今後の実施についての検討 議会基本条例について ・調査の基本方針の検討 ・他団体の状況及び糸島市の例規の状況の調査
	5/10 ～ 5/12	視察調査 ・視察先 長野県飯綱町、新潟県上越市、石川県加賀市 ・視察内容 議会活性化の取組みについて (政策提言、議会基本条例等)
29	6/16	意見交換会の実施について ・次回の意見交換会の実施組織の検討 議会基本条例について ・調査スケジュールの検討 ・ワーキンググループの設置 議会図書室について ・他団体及び糸島市議会の状況の調査
30	7/22	第3回中間報告について 議会基本条例について ・基本条例の構成について
31	9/1	第3回中間報告について 議会基本条例について ・第3章「市民参加」について
	9/28	第3回中間報告
32	9/28	委員会の原則公開について 議会基本条例について ・第4章「議会運営」について
33	11/1	委員会等の原則公開について 政策形成の試行について 議会だよりの別冊化について 議会基本条例について ・第1章「総則」について ・第2章「議会及び議員の活動原則」について
34	11/29	委員会等の原則公開について 議会基本条例について ・第22条委員会運営～第29条見直し手続

35	H29	1/10	委員会等の原則公開について 議会基本条例について ・ 条例案について
36		2/16	議会基本条例について ・ 条例案について
37		3/22	議会基本条例(試案)について ・ 意見への対応について
38		4/18	議会基本条例(試案)に対する意見への対応について 政策提言について 視察調査について
39		5/29	視察調査について 政策提言等の制度化について 議会基本条例(試案)に対する意見への対応について
40		6/5	視察調査について 議会基本条例(素案)について
41		7/5	政策提言について 議会基本条例の見直しのあり方について 反論権について
42		8/21	議会基本条例に係るパブリックコメントへの対応について 議会基本条例の見直しのあり方について 政策提言制度について 広報の別冊化について 次期以降の議会活動に関する調査特別委員会について
43		9/5	議員全員協議会の公務化について 広報、広聴担当委員会の位置付けについて
44		10/27	最終報告について
45		11/16	最終報告について

3. 調査報告

本委員会では、平成28年9月の第3回報告後の多くの時間を議会基本条例に係る調査に費やした。議会基本条例については、合併後6年を経過するなかで、先例として方向づけられた議会運営に対する糸島市議会としての考え方を条例にまとめるべきではないかと考え、平成28年4月から委員会としての調査を開始した。

なお、議会基本条例については、議会のあらゆる取組みに影響するものであるため、議会全体の意思を確認しながら調査を進める必要があると判断し、議員全員協議会に諮りながら調査検討を進めた。

また、基本条例の制定にあたっては法令や既存例規との調整などの専門的な知識が必要であり、また、内容調整のための会議を随時開催する必要があったため、委員会内に小委員会（ワーキンググループ）を設置して調査を進めた。具体的には、小委員会（ワーキンググループ）で専門的に調査を行い、その結果を委員会全体で協議し委員会案を決定していく形を取った。

議会基本条例検討の経過は下表のとおりであるが、議員全員協議会を通じて本委員会外の議員から意見を頂くなどの協力も得て、本定例会（平成29年12月定例会）に議案として提案するに至ることができた。

議会基本条例検討の経過

平成28年	4月	本委員会で議会基本条例についての基礎調査を開始
	6月	議員全員協議会で議会基本条例制定に向けに関する調査を進めることを確認 本委員会内に条文試案等を検討する小委員会（ワーキンググループ）を設置
平成29年	7月 ～	ワーキンググループ（13回）と委員会で試案の検討
	2月	
	3月	議員全員協議会への試案の提案
	～	試案に対する各議員からの意見への対応方法の検討
	6月	パブリックコメントを行う素案の決定（議員全員協議会）
	7月 8月	パブリックコメントの実施（平成29年7月15日～8月15日）
		パブリックコメントへの対応方針の検討
	9月	パブリックコメントへの対応方針の決定（議員全員協議会）
12月	議会基本条例案の完成	

なお、本委員会では、①委員会の原則公開、②政策提言の制度化、③広報の別冊化、④議員全員協議会の位置付け、⑤広聴を所管する委員会の位置付け、⑥議会活動に関する調査特別委員会の設置、⑦議会基本条例見直しなどについて調査を行っている。

以下にそれぞれの調査結果に基づく提案を記載する。

(1) 委員会の原則公開について

糸島市議会委員会条例を一部改正し、委員会を原則公開とすることを提案する。
ただし、傍聴者数が多く委員会室に入ることができない場合や個人情報に配慮すべきなどの場合には、委員会の決定により傍聴を制限する規定を併せて設けるべきである。

現在、委員会の傍聴については委員長の許可を要することとしている。この制度の下、糸島市議会では傍聴を認める運用を行ってきたが、議会基本条例案に示す「市民に身近で開かれた議会」を目指すうえで、傍聴を認める姿勢を明確にするために、公開の原則を例規上明確にすべきと考える。

ただし、委員会においては、個人情報に配慮すべきなどの理由で、傍聴を制限せざるを得ないケースも生じる。また、傍聴者数が多く委員会室に入ることができないケースも想定しなければならない。このような場合に対応できるように、委員会の決定により傍聴を制限できる規定を設けるべきと考える。

(2) 政策提言の制度化について

委員会や議員の提案に基づき市長等に対し政策提言を行う際のルールを定めることを提案する。

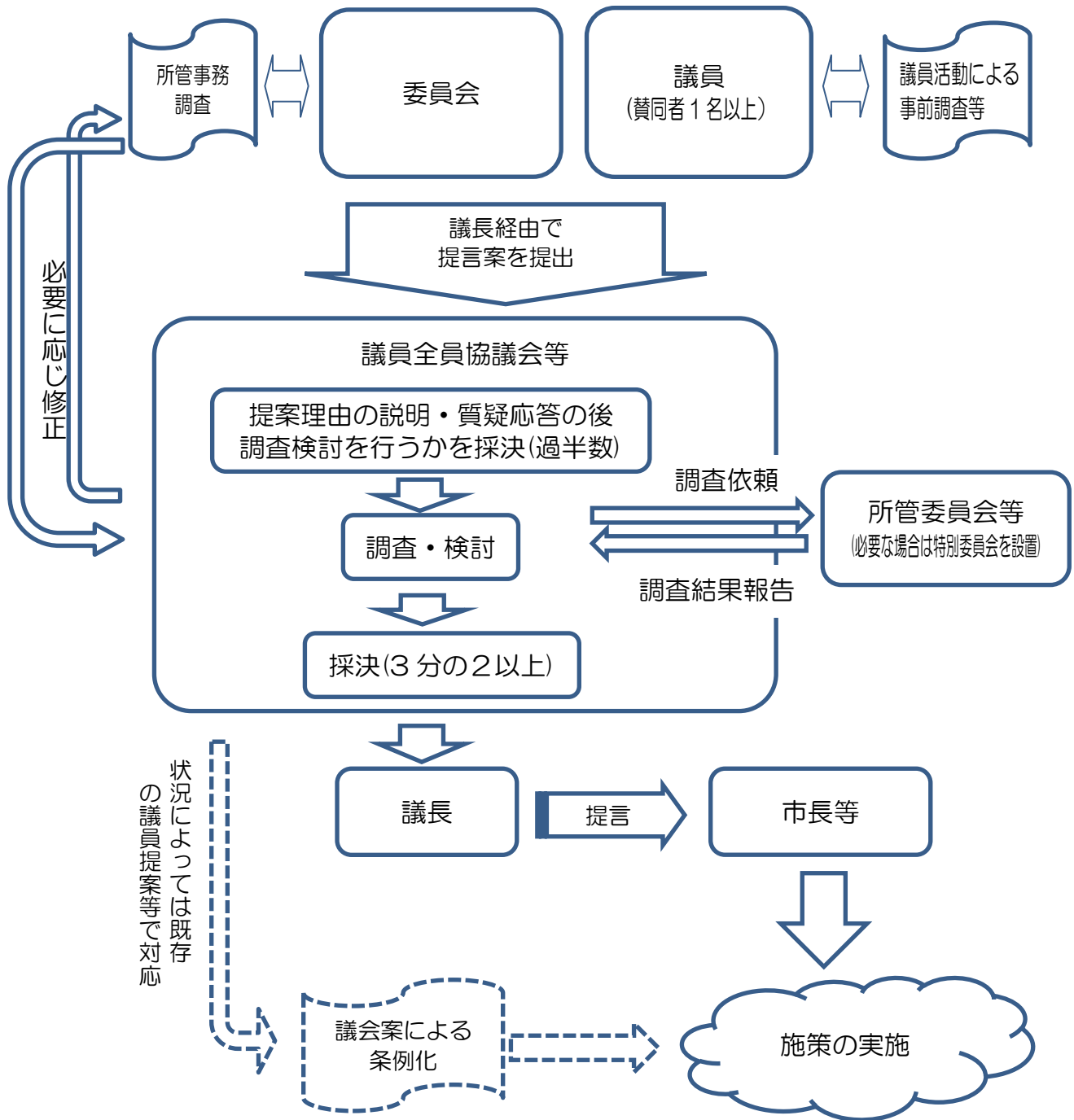
現在、糸島市議会においては、議会として市長等に対し政策提言を行うためのルールが定められていない。今後、委員会等の提案に基づき政策提言を行うことになった場合に、議会として責任を持った提言ができるように、ルールを定めておくべきと考える。

なお、市長等へ提言を行う際には議会として提言する責任を鑑みて、3分の2以上の賛成を必要とすべきと考える。

提案する制度の概要

- 1) 提案者は、委員会もしくは議員とする。議員が提案者となる場合は、1名以上の賛同者を必要とする。
- 2) 提案があった際には、提言の内容について議会として調査検討するか否かを議員全員協議会において、採決により決定する（過半数）。
- 3) 調査検討することが決定されたものについては、必要に応じて、事実確認や他の施策への影響の確認、担当部局への聞き取りなどの調査を所管委員会等で行う。
- 4) 最終的に議員全員協議会で提言を行うか否かを採決により決定する。その際には出席者の3分の2以上（議長を含む）の賛成を要するものとする。
- 5) 決定した提言案は、議長において市長等に提言を行う。

政策提言制度のイメージ図



(3) 広報の別冊化について

現在、市の広報と合冊となっている「糸島市議会だより」を独立した冊子として発行することを提案する。

現在、糸島市議会の広報である「糸島市議会だより」は市の広報と合冊で発行しているが、以下の理由により別冊化すべきと考える。

- 1) 市長部局との独立性を保つため。(広報いとしま全体の発行権は市長が持っているため。)
- 2) 合冊であると、市民から市議会が市長部局の一機関との誤解を受ける可能性があるため。
- 3) 合冊であると、広報いとしまのレイアウトや発行期日に制限されるため。

なお、調査では別冊化によるデメリットについても検討を行った。

1) 経費について

別冊化することにより、年間131万円費用が増加すること。

2) ページ調整について

市広報とのページのやり取りによるページ数の調整ができなくなること。(冊子とするため発行ページ数は4ページ、8ページ、12ページのように4ページ単位となる。)

3) 広報編集委員の負担について

別冊化により、表紙の作成やページ数の調整など広報編集委員の負担が大きくなることが想定されること。

ページの調整などによる広報編集委員の負担については、実務を行う広報編集委員会にも検討を依頼した。その結果、負担は増加するが、一般質問の質問議員による原稿作成などの協力を頂ければ、対応は可能であるとのことであった。なお、経費については、議会としての積極的な広報活動を可能とすることや市議会の広報としての独立性を担保できることを考えると費用対効果は高いと判断した。

(4) 議員全員協議会の位置付けについて

議員全員協議会を公務（協議等の場）とすることを提案する。

議員全員協議会は、単なる連絡や報告のための会議ではなく、議会内部の意見調整や意思決定の場としての役割を担っている。このような実態を考えると公務として位置付けるべきと考える。

なお、現在、議員全員協議会は任意の会議として開催されているため、制度上は出席が任意であることなどの課題があるが、会議規則に基づく協議等の場とし公務化することにより、出席の義務化や費用弁償の支給など、会議の実態に合わせた位置付けが可能となると考える。

(5) 広聴を所管する委員会の位置付けについて

市民との意見交換などの議会における広聴を担当する組織を公務（協議等の場）とすることを提案する。

平成 29 年 2 月に実施した第 2 回目の市民との意見交換会は、各常任委員会から選出された 6 名の議員で構成する実行委員会で企画や準備の作業を行った。この実行委員会は、任意の会としての活動であり公務として取り扱っていないが、以下の理由により会議規則に基づく協議等の場に位置付けて公務として取り扱うべきと考える。

- 1) 議員全員協議会での決定や議員派遣などの手続を経て行う、議会として公式に行う取組みであること。
- 2) 市民との意見交換会の企画などの準備には相当の時間と労力を要していること。
- 3) 公務としないことで、登庁中の事故等の際に公務災害の認定がされない恐れがあること。
- 4) 議会としての広聴の在り方については、広報と同様に専門的に検討する組織が必要であること。

なお、担当する組織については広報編集委員会と統合することも検討したが、それぞれの業務に集中して協議検討が行えるよう別組織が良いとの判断に至った。

(6) 議会活動に関する調査特別委員会の設置について

議会活動に関する調査特別委員会を今後も設置することを提案する。

議会活動に関する調査特別委員会は、平成 24 年 3 月に初めて設置され、改選を経て現在に至るまで、継続して議会活動に係る諸課題について実務的な調査を行う場として活動を行ってきている。今後も社会情勢の変化への対応や議会活動に関して対応すべき諸課題の調査などを請け負う組織として、このような委員会は必要と考える。

(7) 議会基本条例見直しなどについて

議会基本条例の内容及び議会基本条例に即した取り組みを行えているかの検証を任期に 1 回は必ず行うように制度化することを提案する。
また、議会基本条例が示す議会の方針を確実に伝えて行くために、新たに加わる議員に対する研修等を継続して行っていくことを併せて提案する。

議会基本条例は、議会における最高規範として制定するものであるが、最高規範であっても社会情勢の変化などに対応する必要があると議会が判断した場合などには、改正しなければならない。

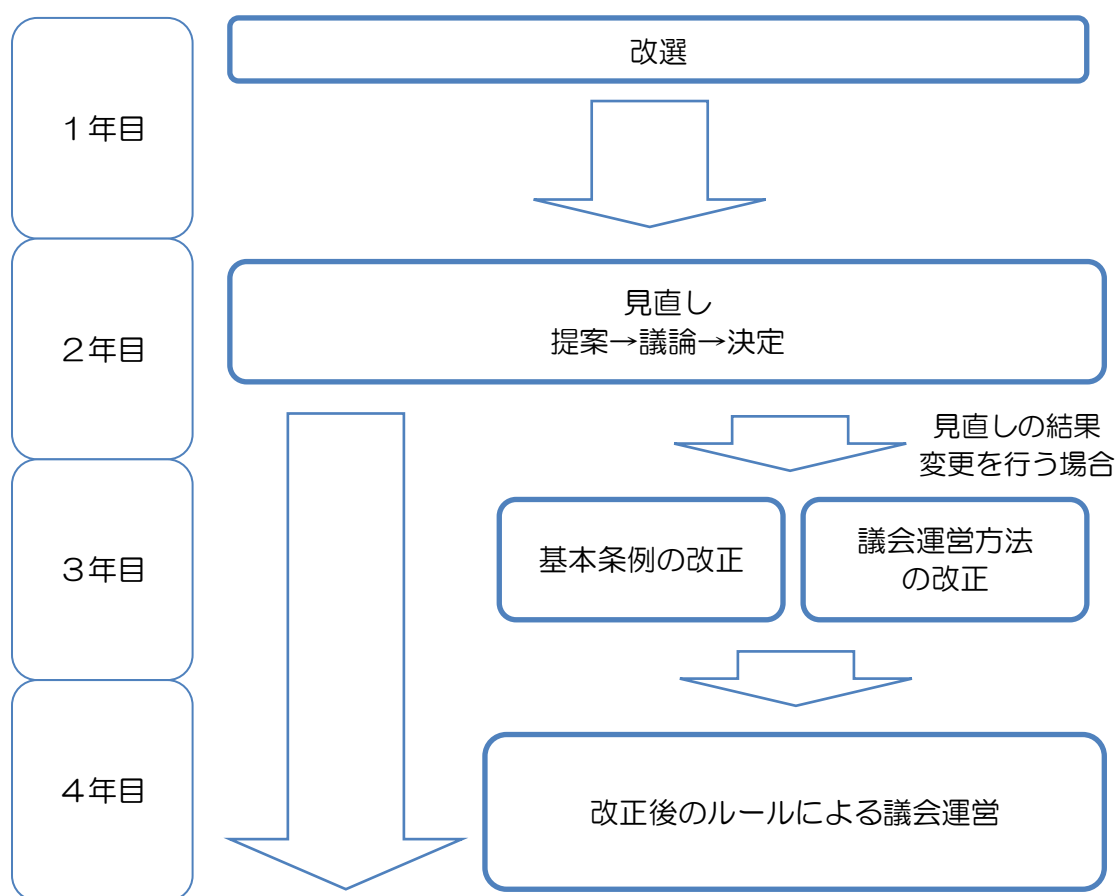
このため、議会基本条例が糸島市議会として考える議会のあるべき姿を示しているか否かを判断する機会を定期的に設ける必要があると考える。また、併せて、議会が議会基本条例に示した議会のあるべき姿に合致しているのかを検証する機会も必要であると考えます。

このため、議会基本条例の内容及び議会基本条例に即した取り組みを行えているかの検証を任期に1回は必ず行うように制度化すべきと考える。

なお、見直しの頻度をどの程度とすべきかの検討も行った。その結果、見直し後の条例の修正等の対応や実施に要する期間を勘案すると、制度として義務化するのには4年間の任期に1回が適当であると判断した。

また、議会基本条例は議会活動及び議員活動全般に大きくかかわるものである。このため、糸島市議会に新たに加わる議員への研修等を行い、議会全体で議会基本条例が示すものを確実に共有する体制を取らなければならないと考える。

議会基本条例の見直しの流れのイメージ図



参 考

資料1 議会基本条例案

糸島市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条—第9条）
- 第4章 市長等と議会の関係（第10条—第14条）
- 第5章 議会運営（第15条—第18条）
- 第6章 議会事務局等の体制（第19条・第20条）
- 第7章 議員の身分及び待遇（第21条—第23条）
- 第8章 見直し手続（第24条）

附則

地方議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づき、二元代表制の下、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、政策立案及び提言機能を発揮しながら、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

糸島市では、平成25年4月に「糸島市まちづくり基本条例」が施行された。この条例に規定する議会の責務を果たすために、糸島市議会は、市民の意思を市政に反映し、市政の発展及び市民福祉の増進に寄与しなければならない。併せて、より一層市民に身近で開かれた議会を目指し、市民が主役となるまちづくりを、市民及び市とともに進めていかなければならない。

糸島市議会は、今後もさらなる議会改革に取り組み、市民の負託に応えることを決意し、ここに、その基本理念等を定め、議会のあるべき姿を示すために、糸島市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、糸島市議会（以下「議会」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がより一層市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進及び本市の持続的発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第3条 議会は、市民を代表する機関として、市民の市政への参画による自治の発展に努めるものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 市政の主役である市民への説明責任を果たすとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会の活性化を推進することにより、市民との信頼関係の構築を目指すこと。
- (3) 多様な市民の意思を考慮した政策の実現に努めること。
- (4) 市民の代表として、公正に市政の監視及び評価を行うこと。
- (5) 議決責任を認識し、市政の課題等についての調査及び議案等の審議を行うこと。

(議員の活動原則)

第5条 糸島市議会議員（以下「議員」という。）は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる活動原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

- (1) 市民の代表として、市民意見の把握に努めること。
- (2) 不断の研さんに努め、市政に関する調査研究を積極的に行うこと。
- (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを認識し、議論による合意形成に努めること。

(政務活動費)

第6条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づく政務活動費を、調査研究その他の活動に資するために活用するとともに、その使途について説明責任を負うものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第7条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、議会の活動において、市民の参加機会を設けるものとする。

(広報及び広聴)

第8条 議会は、その諸活動についての広報及び市政に関する市民意見の把握のための広聴を積極的に行うことにより、市民との情報共有に努めるものとする。

(請願、陳情等)

第9条 議会は、請願及び陳情等を市民による政策提案又は意見と位置付けるものとする。

2 議会は、より深い審議を行うため、請願者による請願の趣旨の説明の機会を設けるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第10条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と独立対等な立場で、緊張ある関係を保つものとする。

(政策等の監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の政策等が適正、公平かつ効率的に実施されているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

(市長等への資料請求等)

第12条 議会は、市長等の政策等の監視及び評価を行うために、必要に応じて資料の提供又は説明を市長等に求めることができる。

(政策提言及び政策立案)

第13条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、市の政策水準の向上を図るため、市長等に政策の立案又は改善を求める政策提言及び議会が自ら政策を形成する政策立案（以下「政策提言等」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による政策提言等を行うときには、議会は、市長等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

(議決事件の追加)

第14条 議会は、市長等に対する監視機能を強化するため、必要に応じて、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の追加を提案するものとする。

第5章 議会運営

(質疑、質問等)

第15条 議会は、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

2 議員は、本会議又は委員会で質疑又は質問等を行うときには、その論点を明確にして発言しなければならない。

(自由討議)

第16条 議会は、合議制の機関である議会の権能を発揮するために、議員相互間での自由な討議（以下「自由討議」という。）に努めるものとする。

2 議員は、合意形成のための議論に努めなければならない。

3 議長及び委員長は、自由討議に当たっては、議会及び委員会としての意見の取りまとめに努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案の審査又は政策等の検討に必要な市政の課題等についての調査のために、法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を活用するものとする。

(委員会運営)

第18条 議会は、機動的かつ専門的に審議及び調査を行うために委員会を設置する。

2 委員会は、委員間の積極的議論により、付託された議案等の審査や市政に係る調査の充実を図るものとする。

3 委員会は、その所管する事務に係る市政の課題について、政策提言等を行うように努めるものとする。

第6章 議会事務局等の体制

(議会事務局)

第19条 議会は、市政の課題等についての調査及び政策提言等並びに円滑な議会活動を行うため、議会事務局の調査及び法制に係る機能並びに体制の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第20条 議会は、議案等の審議及び政策提言等に必要な議員の能力向上のため、議会図書室の充実及び活用の推進を図るものとする。

第7章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第21条 議員は、市民の代表としての職責を自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(議員研修)

第22条 議会は、議員の議会活動に必要な能力の向上のために、議員研修の充実を努めるものとする。

(議員の定数及び報酬)

第23条 議会は、議員の定数及び報酬の変更を検討するときは、市政の現状、課題及び将来予測並びに市民意見を総合的に勘案するものとする。

第8章 見直し手続

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的の達成状況、市民意見及び社会情勢の変化について検証を行い、必要に応じ、この条例の改正等を行うものとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

資料2.中間報告での提案と実施状況

中間報告での提案と実施状況				
NO	報告	項目	提言内容	実施状況
1		質疑の方法の見直し	日程ごとに3回を議案ごとに3回へ見直すべき。	平成27年6月定例会より実施
2		反問権の付与	反問のみ認めるべき。 (質問等の趣旨の確認、資料等の根拠(出典)の確認、論点を整理するために必要な考え方の確認)	平成27年12月定例会で会議規則改正(平成28年1月より実施)
3	第1回 中間報告	請願の審議・審査	請願者の申し出があった場合又は委員会が必要と認めた場合の委員会への請願者の招致を制度化すべき。 招致する場合は、紹介議員が同席することし請願者の出席は代表者1名とすべき。	
4		予算審査方法の見直し	新規事業については、説明資料を請求すべき。	平成28年3月定例会より実施
5	第2回 中間報告	意見交換会の実施	市議会として市民との意見交換会を平成27年度末までに実施することを提案。	平成28年2月に実施
6			第2回以降の意見交換会を実施すべき ・今後の継続的実施に向けた体制を整えるべき	平成29年1～2月に実施
7	第3回 中間報告	今後の意見交換会の実施について	意見交換会の対象や手法等については、様々なものを検討するべき ・議会としての意見交換とは別に、数人のグループに分かれたうえで参加議員との懇談の場を設けるなどの手法も今後検討すべき ・団体ごとの意見交換を行うなど、様々な実施方法を検討すべき	平成29年実施の意見交換会では、市内ボランティアグループ等との意見交換会を実施。また、市内高校生との意見交換会ではグループごとに糸島市の将来について協議。
8			多様な市民の参加を促す取り組みを進めるべき ・今回参加が少なかった若い世代や女性などの参加を促す取り組みを検討するべき	

資料3.議会活動に関する調査特別委員会の概要

- (1) 設置年月日：平成26年3月27日
- (2) 設置の根拠：地方自治法第110条及び糸島市議会委員会条例第6条
- (3) 付託事項：議会活動に関する調査
- (4) 委員の定数：9人（各常任委員会から3人選出）
- (5) 設置期間：付託された調査事項の調査が終了するまで。

資料4.委員名簿

	氏名	役職	所属
1	中村進	委員長	建設産業常任委員会
2	徳安達成	副委員長	市民福祉常任委員会
3	井上健作	委員	市民福祉常任委員会
4	笹栗純夫	委員	総務文教常任委員会
5	小島忠義	委員	総務文教常任委員会
6	松月よし子	委員	市民福祉常任委員会
7	柳明夫	委員	総務文教常任委員会
8	波多江貴士	委員	建設産業常任委員会
9	藤井芳広	委員	建設産業常任委員会